平成２９年（フ）第５７２号
宮城県名取市増田７丁目４番11号　ベル・ラケーナ101号、従前の住所宮城県名取市増田４丁目12番９－１号　アラファースト102号
破産者　長島　省二
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７５０号
仙台市太白区郡山８丁目２番24号　カラーパレットⅡ303
破産者　豊泉　　稔
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１５号
山形県天童市南小畑２丁目６番23号
破産者　加藤　雄佑
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８１号
群馬県伊勢崎市国定町２丁目2417番地３　ハイツアルファ102
破産者　深澤　　浩
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第１７３号
埼玉県比企郡小川町みどりが丘５丁目１番地４
破産者　竹内　律子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第５９６号
川崎市宮前区宮崎２丁目２番地４　エクセル佐々木102、開始決定時の住所横浜市都筑区南山田１丁目３番４－701号
破産者　宮入　弘明
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３６号
神奈川県横須賀市二葉２丁目40番１号
破産者　掛田　孝夫
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第１３７号
神奈川県横須賀市二葉２丁目40番１号
破産者　掛田　範子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第６２号
富山県射水市善光寺20番地８　スカイコーポ善光寺106、住民票上の住所東京都目黒区目黒３丁目４番３号
破産者　林　　洋一
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第９２号
静岡県富士宮市野中1060番地の１　市営白尾住宅Ｉ棟22号
破産者　添田　孝子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第９３号
静岡県富士宮市野中1060番地の１　市営白尾住宅Ｉ棟22号
破産者　添田　一政
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１５３２号
名古屋市西区比良１丁目69番地の１、開始決定時の住所名古屋市北区如意１丁目59番地コースマスＹＭ103号
破産者　佐藤　慎悟
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７２５号
名古屋市緑区桶狭間北３丁目1103番地　コーポみどりＡ棟101号
破産者　西村祐太朗
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６０１号
愛知県小牧市小木５丁目260番地、開始決定時の住所愛知県小牧市大字舟津846番地11
破産者　櫻井マチ子
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０２３号
大阪府東大阪市布市町３丁目９番４号、住民票上の住所大阪府東大阪市中石切町５丁目11番31号　101号
破産者　石田　　剛
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０８７号
大阪府吹田市垂水町１丁目54番15号（５）
破産者　中国料理敦煌こと　屋我　嗣友
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５５２号
大阪市城東区野江２丁目16番25―401号
破産者　溜渕　将也
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０７２号
大阪府寝屋川市寿町14番１号
破産者　古平　和仁
1　決定年月日　平成29年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部